

報酬・賃金管理システムによる報酬又は賃金支給事務等の処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月25日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第39号

報酬・賃金管理システムによる報酬又は賃金支給事務等の処理に関する規則の一部を改正する規則

報酬・賃金管理システムによる報酬又は賃金支給事務等の処理に関する規則（平成19年佐賀県規則第65号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（報酬、賃金又は費用弁償の支出手続等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項前段の規定にかかわらず、報酬、賃金又は費用弁償の支出は、非常勤職員又は<u>日々雇用職員</u>から申出があった場合には、その者の預金又は貯金口座に口座振替の方法により行うことができる。この場合において、口座振替先の金融機関は、指定金融機関及び指定金融機関と為替取引のある金融機関とする。</p> <p>（報酬、賃金又は費用弁償の支払、精算等）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 非常勤職員又は<u>日々雇用職員</u>に報酬、賃金又は費用弁償の支払をしようとするときは、職員別給与簿を作成し、それぞれ当該職員の受領印を徴しなければならない。ただし、非常勤職員又は<u>日々雇用職員</u>が口座振込みにより報酬、賃金又は費用弁償の支払を受ける場合は、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>（処理の特例）</p> <p>第12条 報酬・賃金管理者は、報酬・賃金管理システムに登録している非常勤職員又は<u>日々雇用職員</u>のうち、報酬・賃金管理システムによる計算により難い報酬等の支出又は返納の必要が生じたときは、報酬等の計算を行うとともに、財務規則に規定する例によ</p>	<p>（報酬、賃金又は費用弁償の支出手続等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項前段の規定にかかわらず、報酬、賃金又は費用弁償の支出は、非常勤職員又は<u>臨時職員</u>から申出があった場合には、その者の預金又は貯金口座に口座振替の方法により行うことができる。この場合において、口座振替先の金融機関は、指定金融機関及び指定金融機関と為替取引のある金融機関とする。</p> <p>（報酬、賃金又は費用弁償の支払、精算等）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 非常勤職員又は<u>臨時職員</u>に報酬、賃金又は費用弁償の支払をしようとするときは、職員別給与簿を作成し、それぞれ当該職員の受領印を徴しなければならない。ただし、非常勤職員又は<u>臨時職員</u>が口座振込みにより報酬、賃金又は費用弁償の支払を受ける場合は、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>（処理の特例）</p> <p>第12条 報酬・賃金管理者は、報酬・賃金管理システムに登録している非常勤職員又は<u>臨時職員</u>のうち、報酬・賃金管理システムによる計算により難い報酬等の支出又は返納の必要が生じたときは、報酬等の計算を行うとともに、財務規則に規定する例により</p>

改正前	改正後
り処理を行わなければならない。	処理を行わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。